

【財政・金融委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出19件、衆議院議員提出1件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願20種類262件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

財政・金融委員会においては、現在の経済情勢、財政及び金融事情を反映した税財政、金融等のほか、委員会再編により新たに所掌事項となった郵便貯金・簡易保険及び農協金融の関係法律案が付託され、審査された。

我が国経済は、バブル崩壊後の長期的な不況から脱することができず、昨年11月の相次ぐ金融機関の破綻を契機に国民の消費マインドが一層冷え込んでいるほか、円・株・債券のトリプル安による日本売りが起きるなど深刻な状況に陥っており、平成9年度の経済成長率はマイナス0.7%と戦後最悪のマイナス成長となった。

我が国に対し、アジアの通貨不安を解消する役割が期待される中、昨年12月のASEAN非公式首脳会議に出席した橋本総理は、「日本発の世界恐慌の引き金は絶対に引かない」との強い決意を表明し、2兆円規模の特別減税の実施を決定した。本決定を受け、**平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法案**が提出された。同法律案は、平成10年分の所得税について、定額による特別減税を本年2月から実施することとし、減税額は、本人について1万8千円、控除対象者配偶者又は扶養親族1人について9千円の合計額とすることとしている。

委員会においては、総理が特別減税を決断した理由、2兆円という規模の是非も含めた特別減税の経済的効果、定額減税方式を採用した理由等について質疑が行われた。

2月より実施された特別減税であるが、即効性を発揮するには至らず、再び景気対策に対する要請が高まり、本年4月、橋本総理は4兆円規模（本年分：2兆円、来年分：2兆円）の追加特別減税を含む16兆円規模の総合経済対策を発表した。これに伴い、昨年11月に成立した財政構造改革法の改正が決定され、平成10年度補正予算編成に踏み切っている。財政改革路線からの実質的な転換により、国及び地方の長期債務残高は544兆円にまで膨らむこととなったほか、2度にわたる特別減税は、課税最低限を極めて高い水準にまで押し上げ、税の中立性を阻害するとの問題が指摘された。なお、関係法律案は、行財政改革・税制等に関する特別委員会に付託された。

税制改正関連では、**法人税法等の一部を改正する法律案**が提出された。同法律案は、法人税について、企業活力を高め、国際競争力を維持するとの観点から、法人税の基本税率をシャープ税制以来最低水準である34.5%（現行37.5%）にまで引き下げるほか、昭和40年の法人税法の全文改正以来、本格的な見直しが行われてこなかった課税ベースについて、経済社会環境の変化に即した見直しを行うほか、所得税について、中堅所得者に配慮し、特定扶養親族に係る扶養控除額を58万円（現行53万円）に引き上げる等の措置を講じよう

とするものである。

委員会においては、法人税の実効税率をさらに引き下げるべきとの意見に対し、国際的に最低水準である法人税の基本税率のこれ以上の引下げは困難であり、地方税である法人事業税への外形標準課税の導入等につき今後検討を進めていく必要があるとの政府見解が示された。

さらに、有価証券取引税の引下げをはじめとした金融税制の改正や土地・住宅税制の改正を中心に盛り込んだ**租税特別措置法等の一部を改正する法律案**が成立したほか、沖縄振興や税関手続の簡素化に資すること等を目的として、**関税定率法等の一部を改正する法律案**が成立した。その他、税財政関連では、平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保守方法等の特例に関する法律案、さらに議員立法である平成9年度の新生産調整推進助成補助金等についての**所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**が成立している。

金融関連では、預金者の不安を払拭するとともに、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復するため、30兆円の公的資金（10兆円の国債と20兆円の政府保証）を活用できるよう措置するという**預金保険法の一部を改正する法律案**及び**金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案**（以下「金融安定化二法案」という）が提出され、序盤国会の大きな焦点となった。前者は、金融機関の破綻処理に17兆円の公的資金を設け、預金の全額保護を徹底するほか、破綻処理の受皿銀行となる整理回収銀行の機能の拡充及び預金保険機構における不良債権の回収強化を図ることを目的にしている。後者は、ペイオフ実施までの時限措置として、13兆円の公的資金を活用して金融機関の発行する優先株等を受け、金融機関の自己資本充実を図ることにより、金融機関の連鎖的破綻を回避するほか、貸し渋り解消も狙っている。優先株等の引受けに当たっては、個別金融機関の救済とならないよう、民間の有識者3名（両議院の同意を得て内閣が任命）及び大蔵大臣、金融監督庁長官、日銀総裁、預金保険機構理事長の7名で構成される金融危機管理審査委員会が、厳正な審査・議決を行うこととしている。

委員会においては、公的資金投入という事態に至らしめた金融機関の経営責任及び大蔵省・日銀の金融政策に対する責任、公的資金投入が貸し渋り解消に及ぼす効果等が議論された。また、参考人として、岸全国銀行協会会長ほか学識経験者2名を招致し、金融危機管理審査委員会の運営方法を含めた公的資金投入の在り方、金融機関の貸し渋りの現状と解消策を中心に意見聴取が行われたほか、金融安定化二法案の審査中、黒澤日本興業銀行取締役会長及び松野元大蔵省証券局長を参考人として招致し、日本道路公団に対する興銀の接待汚職及び山一証券の飛ばし問題について質疑が行われた。さらに橋本総理大臣の出席を求め、公的資金投入の前提として、金融機関の徹底した経営合理化の必要性が質された。総理は、国民に御理解をいただくため、金融機関に対し一層の合理化を強く促すとともに、その実施状況の積極的な開示に努めるとの答弁を行った。

なお、農漁協の経営破綻に対応する農水産業貯金保険制度についても、借入れに対する政府保証を付与するなど預金保険制度と同様の措置を講じようとする**農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案**が提出された。

さらに、**特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**が提出された。同法律案は、住宅金融債権管理機構（以下「住管機構」と

いう)に譲渡された住専の貸付債権等の処理を促進し、国民の二次負担を回避しようとするものである。具体的には、平成8年12月26日に6,800億円の財政資金が1次損失の処理のため、住管機構に交付されたが、これら1次損失として既に処理された債権からも回収により益金が生じた場合、住管機構が引き継いだ資産から発生する2次損失と相殺可能とすることにより、職員の回収意欲を高め、回収益の極大化を図ろうとするものである。

委員会においては、中坊住管機構社長を参考人として招致し、住専問題を引き起こした母体行や旧住専経営者の経営責任問題、住管機構に譲渡された債権回収の見通し等についての質疑が行われた。

また、金融ビッグバンのフロントランナーとして、本年4月から改正外為法が施行となったが、今国会に提出された金融ビッグバン関連法案の中心となるのが、**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案**である。同法律案は、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等22本の金融関係法律の一部改正を取りまとめた一括法案であり、金融ビッグバンの本格的始動に向け、制度的な枠組みを整備することを主眼としている。具体的には、銀行等の投資信託の窓口販売導入、株式売買委託手数料の完全自由化、取引所集中義務の撤廃等により、金融市場の効率性と魅力を高め、多様化する利用者のニーズに応えるほか、連結ベースのディスクロージャーの整備、投資者保護基金や保険契約者保護機構の創設等により、利用者が安心して取引を行うための枠組を構築しようとするものである。委員会においては、現下の経済状況で金融システム改革を実施する必然性、公正・透明な金融行政の確立、金融システム改革により直接金融が育成される可能性、金融機関に対する商品説明義務の徹底化、金融サービス法制定の必要性等について質疑が行われた。また、参考人として、銀行・証券・保険各分野の業界団体及び学識経験者の6名を招致し、投資者保護基金及び保険契約者保護機構の透明な運営の確保、金融トラブルにおける消費者保護の必要性等を中心に意見聴取を行った。

その他、金融ビッグバン関連法案として、特定目的会社(SPC)を活用した土地の流動化を狙いとした**特定目的会社における特定資産の流動化に関する法律案**、その整備法である**特定目的会社における特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**、及びデリバティブ取引における決済の安定性を確保することを目的とする**金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案**が成立した。

国際金融関連では、**国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。同法律案は、昨夏のタイの通貨暴落に端を発したアジア通貨危機においても支援の中心的役割を果たした国際通貨基金の資金基盤を強化することを目的としたものであり、委員会においては、主要出資国にふさわしい指導力を発揮すべきであるとの意見が出された。

さらに、郵政省関連法案では、郵便局のATM(現金自動預払機)・CD(現金自動支払機)と民間金融機関等のATM・CDとの相互利用を可能とする**郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案**(いわゆるATM接続法案)のほか、**郵便貯金法の一部を改正する法律案**、**郵便振替法の一部を改正する法律案**、**簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案**が提出され、金融ビッグバンが進捗する中での資金運用を中心とした郵貯・簡保の在り方を中心に質疑が行われた。

〔国政調査等〕

3月10日、松永大蔵大臣より財政及び金融等の基本施策に関して所信を聴取し、3月12日、所信に対する質疑を行った。また、4月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度大蔵省関係予算等の審査が行われた。

会期中、大蔵省及び日銀の接待汚職事件が発覚し、大蔵大臣及び日銀総裁がともに引責辞任に追い込まれる事態が発生したことから、今国会では、金融行政の在り方に関する議論が集中したほか、金融機関への公的資金投入問題、不良債権処理策等を中心とする金融面での課題及び景気対策の必要性に関する議論が大半を占めた。

大臣の所信においては、大蔵省の不祥事に対する遺憾の意とともに、綱紀の一層の保持と透明性の高い行政への転換に全力を尽くすとの決意が表明されたほか、徹底した内部調査を行い、厳正な処分を行うとの大臣の見解が示された。金融関連部局に在籍した職員を中心に実施された内部調査の結果は、4月27日に公表され、合計112名の処分が行われた。

また、2月に成立した金融安定化二法のスキームに従い、金融危機管理審査委員会に公的資金受け入れを申請した際、都銀9行が横並びの申請を行ったことに対し、護送船団方式からの転換を図ろうとしている現在、こうした横並び体質が残存していることを問題視する意見が出されたが、大臣からは、幾つかの銀行の申請額が一致したことは事実であるが、大蔵省側が各銀行に指示をしたことはないとの答弁がなされた。

一方、景気対策の必要性について、平成10年度予算から財政構造改革法が適用となったわけであるが、悪循環に陥っている景気の現況にかんがみ、財政構造改革法を改正し、早急に景気対策を打ち出すべきとの意見が多数出された。委嘱審査において、大臣からは、予算成立後開会される財政構造改革会議の論議を踏まえ検討していきたい旨の答弁がなされた。

(2) 委員会経過

○平成10年1月20日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年1月30日（金）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第3号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣・大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、経済企画庁当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第3号） 賛成会派 自民、民友、公明、社民、改ク
反対会派 共産、自由

○平成10年2月10日（火）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

以上両案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府委員、通商産業省、建設省、経済企画庁当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

- また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年2月12日(木)(第4回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)**

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

以上両案について松永大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った後、以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

全国銀行協会連合会会長

岸 暁君

株式会社野村総合研究所主席研究員

リチャード・クー君

財団法人日本証券経済研究所主任研究員

紺谷 典子君

○平成10年2月13日(金)(第5回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)**

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

以上両案について以下の参考人に対し質疑を行った。

株式会社日本興業銀行取締役会長

黒澤 洋君

元大蔵省証券局長

松野 允彦君

- 平成9年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第1号)(衆議院提出)**について提出者衆議院大蔵委員長村上誠一郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第1号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、改ク

反対会派 なし

- 預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)**

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

以上両案について橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、政府委員、参考人日本銀行信用機構局長増渕稔君及び同銀行理事山口泰君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第1号) 賛成会派 自民、公明、社民、自由、改ク

反対会派 民友、共産

(閣法第2号) 賛成会派 自民、社民

反対会派 民友、公明、共産、自由、改ク

○平成10年3月10日(火)(第6回)

- 財政及び金融等の基本施策に関する件について松永大蔵大臣から所信を聴いた。

○平成10年3月12日（木）（第7回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第54号）について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。
- 財政及び金融等の基本施策に関する件について松永大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。
- 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第54号）について松永大蔵大臣、政府委員及び参考人日本輸出入銀行理事鏡味徳房君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第54号） 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、改ク

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成10年3月19日（木）（第8回）

- 郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第61号）
郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案（閣法第62号）
郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第63号）
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第64号）
- 以上4案について自見郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月24日（火）（第9回）

- 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）
- 以上両案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月27日（金）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
 - 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）
平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
- 以上4案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。
- 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）
- 以上両案について松永大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）につい

て討論の後、両案をいずれも可決した。

(閣法第10号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、改ク
反対会派 なし

(閣法第30号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、改ク
反対会派 共産

なお、**関税込率法等の一部を改正する法律案**(閣法第30号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

- 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**(閣法第51号)(衆議院送付)について松永大蔵大臣、政府委員及び参考人株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役社長中坊公平君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第51号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、改ク
反対会派 共産

○平成10年3月31日(火)(第11回)

- 平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案**(閣法第6号)(衆議院送付)

法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上3案について松永大蔵大臣、政府委員、郵政省、厚生省及び自治省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第6号) 賛成会派 自民、公明、社民、自由、改ク
反対会派 民友、共産

(閣法第8号) 賛成会派 自民、社民
反対会派 民友、公明、共産、自由、改ク

(閣法第9号) 賛成会派 自民、社民
反対会派 民友、公明、共産、自由、改ク

なお、**法人税法等の一部を改正する法律案**(閣法第8号)(衆議院送付)及び**租税特別措置法等の一部を改正する法律案**(閣法第9号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成10年4月2日(木)(第12回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 郵便貯金法の一部を改正する法律案**(閣法第61号)

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案(閣法第62号)

郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第63号)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第64号)

以上4案について自見郵政大臣、政府委員、自治省当局及び参考人日本道路公団理事黒川弘君に対し質疑を行い、**郵便貯金法の一部を改正する法律案**(閣法第61号)及び**簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第64号)につ

いて討論の後、4案をいずれも可決した。

(閣法第61号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、改ク

反対会派 共産

(閣法第62号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、改ク

反対会派 なし

(閣法第63号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、改ク

反対会派 なし

(閣法第64号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、改ク

反対会派 共産

○平成10年4月7日(火)(第13回)

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年度一般会計予算(衆議院送付)

平成10年度特別会計予算(衆議院送付)

平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(金融監督庁)、大蔵省所管、郵政省所管(郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計)、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行)について松永大蔵大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、自治省、経済企画庁、労働省、内閣官房当局、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行副総裁藤原作弥君、株式会社共同債権買取機構取締役社長飛松集一君、国民金融公庫総裁尾崎護君、日本輸出入銀行総裁保田博君、日本開発銀行総裁小粥正巳君及び日本銀行理事本間忠世君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年5月12日(火)(第14回)

○理事の補欠選任を行った。

○農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第95号)(衆議院送付)について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月19日(火)(第15回)

○農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第95号)(衆議院送付)について島村農林水産大臣、松永大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第95号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、改ク

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第86号)(衆議院送付)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(閣法第87号)(衆議院送付)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律案(閣法第88号)(衆議院送付)

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)

以上4案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月21日(木)(第16回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第86号)(衆議院送付)**

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(閣法第87号)(衆議院送付)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第88号)(衆議院送付)

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)

以上4案について松永大蔵大臣、村岡内閣官房長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○また、4案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年5月26日(火)(第17回)

○**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第86号)(衆議院送付)**

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(閣法第87号)(衆議院送付)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第88号)(衆議院送付)

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)

以上4案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

全国銀行協会連合会会長	岸	暁君
社団法人生命保険協会会長	藤田	譲君
社団法人日本損害保険協会会長	小野田	隆君
日本証券業協会副会長・専務理事	関	要君
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長	澤藤	統一郎君
京都大学教授	森本	滋君

○平成10年5月28日(木)(第18回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第86号)(衆議院送付)**

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(閣法第87号)(衆議院送付)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第88号)(衆議院送付)

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)

以上4案について松永大蔵大臣、政府委員、法務省当局及び参考人日本銀行理事安

斎隆君に対し質疑を行った。

○平成10年6月4日（木）（第19回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上4案について松永大蔵大臣、政府委員、郵政省当局及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第86号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、改ク

反対会派 共産

（閣法第87号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、改ク

反対会派 共産

（閣法第88号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、改ク

反対会派 共産

（閣法第89号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、改ク

反対会派 共産

なお、4案について附帯決議を行った。

○平成10年6月18日（木）（第20回）

○請願第2号外261件を審査した。

○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、預金者の保護と信用秩序の維持を図るため、預金の全額保護を図る体制を整備するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本則関連（恒久的措置）

(1) 一般勘定に係る業務のための債券発行及び政府保証

預金保険機構（以下「機構」という。）の一般勘定における資金調達が円滑に行われるよう、日本銀行等からの借入れに加え債券発行機能を付与するとともに、国会の議決を経た範囲内において、当該借入金又は債券に係る債務に対し、政府保証を付与することができる。

2 附則関連（時限的措置）

(1) 協定銀行に係る業務の特例等

- ① 機構は、破綻金融機関との合併により承継し、又は破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、並びに破綻金融機関から買い取った資産の管理及び処分を行うことを主たる目的とする一の銀行と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結することとするとともに、当該協定を実施するための業務として、協定銀行から納付される金銭の収納を行うことを追加する。
- ② 協定銀行が譲受債権等に係る債権の取立てを効果的に実施するため必要があるときは、あらかじめ機構の承認を受けて特定住専債権等処理法に規定する債権処理会社に委託することができる。

(2) 罰則付立入調査権

機構の職員は、協定銀行の譲受債権等に係る債権の債務者等の財産調査又は特別資金援助に係る資産の買取りにより機構が取得した債権の回収に係る業務において必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該債務者等が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入り、当該不動産の現況を確認し、その者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。

(3) 区分経理

一般金融機関特別勘定、信用協同組合特別勘定の勘定区分を改め、特例業務勘定とする。

(4) 特例業務勘定に係る業務のための債券発行及び政府保証

機構の特例業務勘定における資金調達が円滑に行われるよう、日本銀行等からの借入れに加え債券発行機能を付与するとともに、国会の議決を経た範囲内において、当該借入金又は債券に係る債務に対し、政府保証を付与することができる。

(5) 特例業務勘定に係る業務のための基金の設置・使用等

- ① 機構は、特例業務勘定にその健全性を確保し、かつ、特例業務を円滑に実施するための基金（以下「特例業務基金」という。）を置き、政府が交付する7兆円の国債をこれに充てる。
- ② 機構は、特別資金援助等及び協定銀行に対する損失の補てんを行う場合において、特例業務勘定の健全性を確保し、かつ、これらの業務を円滑に実施するため必要があると認めるとき、並びに特別資金援助等の業務終了の日において特例業務勘定に累積欠損金があるときには、政令で定めるところにより特例業務基金を使用することができる。
- ③ 政府は、機構が特例業務基金を使用するため、交付した国債につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。また、政府は、国債整理基金特別会計に所属する株式の売払収入金を、交付した国債の償還財源に優先して充てるものとするほか、償還財源の適切な確保に努める。

(6) 機構の特例業務の終了等

- ① 機構は、平成13年度末において、特例業務勘定を廃止する。
- ② 機構は、特例業務勘定を廃止する場合において、特例業務基金に償還されてい

い国債があるときは、当該国債を政府に返還しなければならないこととし、同勘定に剰余金があるときは、当該剰余金を特例業務基金の使用に係る金額を限度として、国庫に納付しなければならない。

- ③ 機構は、特例業務勘定廃止後に、機構が特別資金援助に係る資産の買取りにより取得した資産の回収により生じた利益に相当する金額及び協定銀行から納付された金額を、特例業務基金の使用に係る金額を限度として、国庫に納付しなければならない。

3 その他

- (1) この法律は、公布の日から施行する。
(2) 経過措置等について所要の規定を設ける。

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案（閣法第2号）

【要 旨】

本法律案は、金融機関等の自己資本の充実を図ることにより、我が国における金融の機能の安定化を図るため、緊急の特例措置として、預金保険機構に、金融機関が発行する優先株式の引受け等を行うことを協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務を行わせるとともに、預金保険機構がその業務を実施するために必要な国の財政上の措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 預金保険機構の業務の特例等

- (1) 預金保険機構（以下「機構」という。）は、協定銀行と金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定を締結し、協定銀行に対する優先株式等の引受け等のために必要な資金の貸付け、協定銀行に対する協定の定めによる業務の実施により生じた損失の補てん等の金融危機管理業務を行うことができる。
- (2) 金融機関等の自己資本充実のための業務のうち、優先株式等の引受け等の業務は、次のいずれかの場合に該当する場合においてのみ行う。

① 受皿金融機関の場合

合併等により自己資本の充実の状況が悪化した金融機関について、優先株式等の引受け等によりこれが改善されなければ、信用秩序の維持と地域経済の安定に大きな支障が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがある場合

② 一般の金融機関等の場合

優先株式等の引受け等により自己資本の充実の状況が改善されなければ、我が国における金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下するとともに信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずることとなる事態として次に掲げるいずれかの事態を生じさせるおそれがある場合

- ④ 金融機関等が内外の金融市場において資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、我が国における金融の機能に著しい障害が生ずることとなる事態

- ⑤ 金融機関等が破綻し、それが他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させることとなる等により、これらの金融機関等が業務を行っている地域又は分野において、企業の活動や雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済活動に著しい障害が生ずる

こととなる事態

- (3) 機構は、平成13年3月31日までの間に協定銀行と発行金融機関等との連名による優先株式等の引受け等の申請を受けた場合には、審査委員会の議決を得る手続をとらなければならない。また、審査委員会の議決が申請を承認した場合、大蔵大臣及び内閣総理大臣は、閣議にかけて、承認をするかどうかを決定しなければならない。
- (4) 機構は、金融危機管理業務に係る経理については、特別の勘定（以下「金融危機管理勘定」という。）を設けて整理しなければならない。
- (5) 機構は、金融危機管理業務を行うため必要があると認めるときは、日本銀行若しくは金融機関等からの資金の借入れ又は預金保険機構債券（以下「債券」という。）の発行をすることができる。

2 金融危機管理審査委員会

- (1) 機構に、両議院の同意を得て内閣が任命する審議委員3人のほか、大蔵大臣、金融監督庁長官、日本銀行総裁及び機構の理事長の委員7人で組織する審査委員会を置く。
- (2) 審査委員会は、委員長のほか、委員のうち4人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。但し、優先株式等の引受け等に係る重要な事項については、現に在任する委員の全員一致をもって議決する。
- (3) 審査委員会は、機構が優先株式等の引受けの承認に係る審査委員会の議決において承認の決議をするための審査基準として、次の要件を含む基準をあらかじめ定め、公表しなければならない。

① 受皿金融機関の場合

協定銀行による優先株式等の引受け等が、発行金融機関等の自己資本の状況に照らし破綻処理の円滑な実施のために必要な範囲を超えていないこと

② 一般の金融機関等の場合

- ④ 優先株式等の引受け等が、当該発行金融機関等の経営の再建を目的とするものではなく、信用秩序の維持を目的とするものであること
- ⑤ 発行金融機関等の経営の状況が悪化しており、協定銀行が優先株式等の引受け等を行った後も当該発行金融機関が破綻する蓋然性が高いと認められる場合でないこと
- ⑥ 協定銀行が優先株式等の引受け等を行った後相当の期間が経過しても、その取得をした優先株式等又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと
- (4) 優先株式等の引受け等の承認の申請を行った金融機関等は、審査委員会に対し、経営の健全性確保のための計画を提出しなければならない。審査委員会は、承認があったときは、信用秩序を損なうおそれのある事項等を除き、計画を公表する。また、審査委員会は、計画の履行状況につき報告を求め、信用秩序を損なうおそれのある事項等を除き、これを公表することができる。
- (5) 審査委員会の委員長は、審査委員会が優先株式等の引受け等の承認に係る議決を行ったときは、速やかに、議事の概要を公表するとともに、相当期間経過後に議事録を公表しなければならない。

3 政府による財政上の措置等

(1) 政府保証

政府は、国会の議決を経た範囲内において、機構の金融危機管理勘定における借入金又は債券に係る債務について保証することができる。

(2) 金融危機管理基金の設置・使用等

機構は、金融危機管理勘定に金融危機管理基金（以下「基金」という。）を置き、協定銀行に対する貸付け又は損失の補てん及び金融危機管理勘定に生じた欠損金がある場合に、その基金を使用することができる。また、機構は、協定銀行から利益の納付を受けたとき、及び、使用した基金に係る貸付金の返還を受けたときは、これを基金に充てる。

(3) 政府は、基金に充てるため、3兆円の国債を発行し、これを機構に交付する。

(4) 国債の償還等

政府は、機構が基金を使用するため、交付した国債につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。政府は、国債整理基金特別会計に所属する株式の売払収入金を、交付した国債の償還財源に優先して充てるものとするほか、償還財源の適切な確保に努める。

4 預金保険機構の特例業務の終了等

機構は、協定銀行による優先株式等の引受け等の業務の終了の日において、基金の残高が基金のその後の使用見込額を超えるときは、その超える部分の額を国庫に納付しなければならない。

また、機構は、金融危機管理業務の終了の日に金融危機管理勘定を廃止する。

5 その他

この法律は、公布の日から施行することとし、金融監督庁設置までの経過措置等所要の規定を設ける。

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第3号）

【要 旨】

本法律案は、平成10年分の所得税について、特別減税を行うための臨時措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特別減税の額の控除及び減税額

平成10年分の所得税について、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除することとし、その額は、本人について1万8,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人について9,000円の合計額とする。ただし、その合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合にはその所得税額を限度とする。

2 特別減税の実施方法

(1) 事業所得者等に係る特別減税

原則として、平成10年分の所得税として最初に納付する平成10年7月の第1期の予定納税額から特別減税の額を控除し、控除しきれない部分の金額は、第2期の予定納税額（11月納付分）から特別減税額を控除することにより、実施する。最終的には、予定納税の必要のない者を含め、平成10年分の確定申告の際に、特別減税の額を精算する。

(2) 給与所得者に係る特別減税

平成10年2月1日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から特別減税額を控除し、控除しきれない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から、順次控除することにより実施する。また、平成10年分の年末調整の際に、年税額から特別減税額を控除することにより精算する。

(3) 公的年金等の受給者に係る特別減税

(2)の給与所得者の特別減税に準じた方法により実施することとし、最終的には平成10年分の確定申告の際に特別減税の額を精算する。

なお、本法律施行に伴う租税減収見込額は、平成9年度が9,790億円、平成10年度が4,240億円である。

平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
(閣法第6号)

【要 旨】

本法律案は、平成10年度における公債の発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

(1) 特例公債の発行

政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成10年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（7兆1,300億円）の範囲内で、特例公債を発行することができることとする。

(2) (1)により発行することができる特例公債の発行は、平成11年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成10年度所属の歳入とすることとする。

(3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこととする。

(4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

2 一般会計から厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例

(1) 平成10年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第79条に係るものについては、同条の規定による国庫負担金の額から7,000億円を控除した額を繰り入れることとする。

(2) 将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、後日、繰入調整分（7,000億円）及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要 旨】

本法律案は、近年の経済社会の変化や国際化の進展にかんがみ、企業活力の発揮に資する等の観点から、法人税率の引下げを行うとともに、法人税の課税所得の計算の適正化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人税率の引下げ

- (1) 普通法人の税率を34.5%（現行37.5%）に引き下げる。
- (2) 中小法人の軽減税率を25%（現行28%）に引き下げる。
- (3) 公益法人等、協同組合等、特定医療法人の軽減税率を25%（現行27%）に引き下げる。

2 課税所得の計算の適正化

(1) 引当金

- ① 貸倒引当金の繰入限度額の計算を、期末貸金を個別に評価する債権と一括して評価するその他の債権とに区分して計算する方法に改める。また、中小法人を除き、貸倒引当金の法定繰入率を廃止する。
- ② 賞与引当金、製品保証等引当金を廃止する。
- ③ 特別修繕引当金について、その繰入限度額を現行の4分の3とする等の見直しを行った上、特別修繕準備金に改組する。

(2) 収益及び費用

- ① 工期2年以上の長期大規模工事について工事進行基準を採用する。
- ② 賦払期間が2年以上のものを除き、割賦基準を廃止する。
- ③ 不正な行為によって支給する役員報酬は損金不算入とする。
- ④ 役員と特殊な関係にある使用人に対する過大給与は損金不算入とする。
- ⑤ 罰金等の損金不算入の対象に、外国等が課する罰金又は料料に相当するものを加える。

3 その他

- (1) 特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入制度の適用要件に、国内にある資産を現物出資して外国子会社を設立するものでないことを加える。
- (2) 土地等を含む資産の現物出資をした場合の課税の繰延割合を100分の80とする縮減措置を廃止する。
- (3) 法人税法及び所得税法に係る税務職員の守秘義務違反に係る罰則を2年以下の懲役又は30万円以下の罰金（現行は2年以下の懲役又は3万円以下の罰金）とする。
- (4) 特定扶養親族に係る扶養控除額を58万円（現行53万円）に引き上げるほか、特別障害者に係る障害者控除額を40万円（現行35万円）に引き上げる等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成10年度の租税減収見込額は、約3,840億円である。

【法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 現下の厳しい経済・財政の現状にかんがみ、財政構造改革に努めるとともに、税制に

対する国民の理解と信頼を確保する観点から、所得課税の在り方等を含め税制全般にわたる検討を行うこと。

- 一 経済活動に対する税の中立性を高め、企業活力と国際競争力を維持する観点から、国・地方を通じた法人の税負担及び課税ベースの在り方等について、引き続き検討を行うこと。
 - 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
 - 一 急速に進展する高度情報化社会など変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化・情報化、制度改革等に伴う事務量の増大及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、国税職員については、その職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、定員の確保、機構・職場環境の充実及び事務の一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。
- 右決議する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要 旨】

本法律案は、当面の金融・経済情勢を踏まえつつ、経済社会の構造的な変化及び諸改革に対応するため、金融関係税制、土地・住宅税制等について適切な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 金融関係税制

(1) 証券関係税制

- ① 有価証券取引税及び取引所税の税率を2分の1に引き下げる。
- ② 株式譲渡益課税のうち、源泉分離選択課税のみなし譲渡利益率の特例（5.25％）を2年間延長する。

(2) 新金融システム等に対応する税制

- ① 商法改正で一般的にストック・オプションの付与が認められることを踏まえ、一般化されたストック・オプションについて、一定の要件の下で権利行使時点までの課税の繰延べ等を認める。
- ② 銀行持株会社の創設などが円滑に進むよう、消滅銀行の株主が現物出資した株式に係る取得価額の引継ぎによる課税繰延べ等の措置を講ずる。

2 土地・住宅税制

(1) 土地税制

- ① 地価税の課税（現行は税率0.15％）を当分の間、停止する。
- ② 個人及び法人の土地譲渡益課税を3年間、軽減する措置を講ずる。
- ③ 長期所有土地等（所有期間10年超）に係る事業用資産の買換え特例について、地域限定要件を適用せず、一律に80％の課税繰延べを認める。

(2) 住宅税制

- ① 居住用財産の買換え特例について、譲渡資産の適正価額要件・譲渡価額要件及び買換資産の適正価額要件を廃止する。
- ② 所有期間5年超の居住用財産の譲渡をして居住用財産に買換えた場合において、

譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額について3年間の繰越控除を認める。

③ 住宅取得促進税制の所得要件を3,000万円以下（現行2,000万円以下）に引き上げる。

3 沖縄の経済振興に係る税制上の措置

沖縄の経済振興のために、特別自由貿易地域における立地促進所得控除制度（法人税の35%所得控除制度）の創設等の措置を講ずる。

4 阪神・淡路大震災の被災者等に係る特例

阪神・淡路地域の一層の復旧・復興を図るため、被災者が取得する一定の共同住宅の敷地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税等の措置を講ずる。

5 その他

(1) 中心市街地の整備改善・活性化のための新法の制定に伴い、商業施設等の整備に資する措置（特別償却、特別控除等）を講ずる。

(2) 平成9年度酒税改正法の税率改正時期のうち、しょうちゅう乙類について最終段階の税率引上げ時期を平成12年10月1日（現行は平成13年10月1日）とする等の措置を講ずる。

(3) 特別国際金融取引勘定（いわゆるオフショア勘定）において経理された預金等の利子の非課税措置、揮発油税及び地方道路税の税率の特例等、適用期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成10年度の租税減収見込額は、約3,680億円である。

【附 帯 決 議】

法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)と同一内容の附帯決議が行われている。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案 (閣法第10号)

【要 旨】

本法律案は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等

自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類については、税務署長等の承認を受けた場合には、一定の要件の下で、電磁的記録による保存を認める。

2 国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類については、税務署長等の承認を受けた場合には、一定の要件の下で、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を認める。

3 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存

所得税及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、その取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

関税定率法等の一部を改正する法律案（関法第30号）

【要 旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率、還付制度等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 関税率等の改正

金属製時計バンド、粗糖等の関税率の引下げ等を行う。

2 暫定関税率の適用期限の延長

平成10年3月31日に適用期限の到来する暫定関税率の適用期限を延長する。

3 関税の還付制度の適用期限の延長

平成10年3月31日に適用期限の到来する関税の還付制度について、適用期限を延長する。

4 沖縄振興策

自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を設ける等のため所要の改正を行う。

5 税関手続の簡素化等

保税地域の許可を受けている法人が合併により解散した場合において、合併後の新法人が当該保税地域の許可を承継できることとする等、税関手続の簡素化等のため所要の改正を行う。

6 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成10年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成10年度一般会計の関税減収見込額は約10億円である。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

・ 関税率の改正に当たっては、貿易自由化の流れに基礎を置きながら、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、銃砲を始め、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要 旨】

本法律案は、債権処理会社（住宅金融債権管理機構）が譲り受けた住宅金融専門会社の貸付債権等の処理の促進を図るため、その回収等に伴う利益と損失を相互に調整する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 1次損失からの回収益と2次損失への補助金との相殺

国庫納付又は国庫補助の基準となる債権処理会社による譲受債権等の回収等に伴う利益又は損失について、各事業年度ごとの1次損失からの回収益と2次損失の2分の1相当額（国庫補助可能額）を相殺をした上で、国庫納付又は国庫補助を行う。

2 預金保険機構の罰則付き財産調査権の対象範囲の拡大

譲受債権等に係る預金保険機構の罰則付き財産調査権の対象に、現行の債務者に係る財産に加え、当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を追加する。

3 譲受債権等に係る債権の取立ての委託

債権処理会社は、譲受債権等に係る債権の取立てを、あらかじめ預金保険機構の承認を受けて、預金保険法に規定する協定銀行（整理回収銀行）に委託することができる。

4 施行期日等

この法律は公布の日から施行する。ただし、回収益と2次損失への補助金との相殺に関する規定については、債権処理会社の平成10年4月1日の属する事業年度の直前の事業年度から適用する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第54号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、国際通貨基金（IMF）の第11次増資に伴い、政府が、同基金に対し、133億1,280万特別引出権に相当する金額（現行は82億4,150万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資するための措置を講じようとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際通貨基金の運営等に当たっては、人材面等での協力を進めるとともに、その政策決定において主要出資国にふさわしい指導力の発揮に努めること。
- 一 国際通貨基金について、その活動内容に関する情報開示の充実等に努めること。
- 一 アジア地域の金融・通貨危機に対処するため、同地域における経済構造及び金融セクター等の改革が着実に行われるよう、国際通貨基金とも連携しながら積極的な役割を果たすこと。

右決議する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、郵便貯金の預金者に対するサービスの向上を図るため、貯金証書に写真を

複写する取扱いその他の特別な取扱いを行い、当該取扱いに係る手数料を徴収することができることとする。金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ委託できることとし、及び同資金を先物外国為替に運用する場合における証券会社取引を委託してしなければならないとの条件を撤廃しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 貯金証書に写真を複写する取扱いその他の特別な取扱いを行い、当該取扱いに係る手数料を徴収することができることとする。
- 2 特別な取扱いの実施に伴い、納付された手数料の還付に関する規定を整備すること。
- 3 郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ信託することができることとする。同資金を先物外国為替に運用する場合における証券会社取引を委託してしなければならないとの条件を撤廃すること。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 本法律は、平成11年1月4日から施行すること。ただし、3については、公布の日から施行すること。

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案（閣法第62号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、預金者等の利便の増進を図るため、郵便貯金等の業務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を金融機関に委託して行わせるとともに、郵政官署において金融機関から委託を受けて預金等の業務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を行うことができるようにしようとする（郵便局のATM（現金自動預払機）・CD（現金自動支払機）と民間金融機関等のATM・CDとの相互利用ができるようにする）ものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 郵政大臣は、郵便局の現金自動預払機又は現金自動支払機（以下「自動預払機等」という。）で取り扱う郵便貯金又は貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払渡しに関する事務及びこれらに付随する事務であって郵政省令で定めるものの一部を銀行、信託会社、保険会社その他の金融業を営む者であって郵政省令で定めるもの（以下「金融機関」という。）に委託することができることとし、その際、郵政大臣は、遅滞なく、受託金融機関の名称その他の事項を公示しなければならないこととする。
- 2 受託金融機関において、1の役務の提供を受けようとする者は、郵政省令で定める額の手数料を、郵政省令で定めるところにより、国に納付しなければならないこととする。
- 3 郵政大臣は、金融機関から、自動預払機等で取り扱う預金、貸付け、信託、保険その他の金融機関の業務で郵政省令で定めるものに係る金銭の受入れ又は払渡し及びこれらに付随する事務として郵政省令で定めるものの一部の委託を受けることができることとし、その際、郵政大臣は、委託を受ける金融機関の名称その他の事項を公示しなければならないものとする。
- 4 郵政大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を

確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、金融機関預金受払事務に係る金銭の受入れ及び払渡し等について利用を制限し、又は停止することができることとする。

5 その他所要の規定の整備を行うこととする。

6 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、利用者の利便の向上等を図るため、がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防の事業等を行う法人又は団体に対する寄附金の送金に係る料金を免除することができることとするとともに、払出証書1枚当たりの金額の制限を引き上げることとしようとするものである。

1 寄附金の送金に係る料金を免除する法人又は団体に、がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防の事業及び地球環境の保全を図るための事業を行う法人又は団体を加えることとする。

2 特殊取扱等として、払込人及び口座を特定するために必要な事項を電磁的方式によって記録したカードを発行する等の取扱いができることとする。

3 郵便振替の払出しにおいて、加入者が払出証書の交付を受け、加入者において受取人に送付することができることとする。

4 払出証書1枚当たりの金額の制限を1,500万円とすること。

5 支払通知書1枚当たりの金額の制限を30万円とすること。

6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

7 1については、公布の日から、4及び5については、公布の日から起算して1月を経過した日から、2及び3については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第64号）

（先議）

【要 旨】

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金を先物外国為替に運用する場合における証券会社取引を委託してしなければならないとの条件を撤廃しようとするものであり、公布の日から施行することとする。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第86号）

【要 旨】

本法律案は、我が国内外の社会経済情勢の変化に即応し、諸外国の金融システムとの調和を図りつつ、自由で公正な金融システムを構築していく必要性にかんがみ、内外の利用者に資するよう金融システムを改革するため、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等関係法律の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 資産運用手段の充実

証券投資法人制度（いわゆる会社型投信）の創設や私募投資信託の導入のほか、金融機関に証券投資信託の受益証券募集の取扱い等（銀行等による投資信託の窓口販売）を可能とする等所要の措置を講ずる。

2 活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供

証券業について現行の免許制を原則登録制に改めるとともに、その専門義務を見直し、幅広い業務を行うことができるようにするほか、株式売買委託手数料の完全自由化、保険会社と銀行及び証券会社との間の相互参入の促進等所要の措置を講ずる。

3 多様な市場と資金調達のチャンネルの整備

証券業協会が開設する市場を店頭売買有価証券市場と定義し、店頭登録市場の機能強化を図るほか、いわゆる私設取引システム（電子的取引システム）を証券業として整理する等所要の措置を講ずる。

4 利用者が安心して取引を行うための枠組みの構築

企業内容の開示を連結ベース主体に移行することや金融機関及び証券会社に業務及び財産の状況に関する説明書類等の公衆縦覧を義務付けること等のディスクロージャーの充実、公正取引ルールの整備や銀行及び保険会社の子会社の範囲を明確化するほか、証券投資者や保険契約者の保護が図られるよう投資者保護基金及び保険契約者保護機構を創設する等所要の措置を講ずる。

5 施行期日

損害保険の算定会の改革（平成10年7月1日）、連結ベース主体の開示への移行（平成11年4月1日）、株式売買委託手数料の完全自由化（平成11年12月31日までの政令で定める日）、銀行系証券子会社の業務制限の撤廃（平成11年10月1日から平成12年3月31日までの政令で定める日）等を除き、原則として平成10年12月1日から施行する。

【金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融システムが経済及び国民生活の基盤をなすものであることを踏まえ、不良債権の迅速かつ本格的な処理を促すとともに金融システムの安定化に格段の配慮を払うこと。
- 一 今後の金融行政の運営に当たっては、いわゆる通達行政を見直し、明確なルールに基づく市場規律を軸とした金融行政と政策決定過程の透明化を早急に確立し、金融行政に対する内外の信頼回復に最大限の努力を傾注すること。
- 一 我が国の金融・資本市場を公正かつ透明で利用者が安心して取引できるものにするため、仲介金融機関の法令遵守のための内部管理体制の早急な確立を促すとともに、不公正な取引等に対する検査・監視体制を抜本的に充実・強化し、また、金融関係法律の罰則規定についても、社会経済情勢の変化に対応して不断の見直しを行うこと。
- 一 多様な金融商品やサービスが提供されるようになることにかんがみ、預金者等の利用者が不測の損害を被ることのないよう金融機関に義務づけられた商品説明等が適切に行

われるよう留意すること。また、いわゆる金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制について早急に検討を進めること。

- 一 投資者の保護を十全なものにするため、証券会社による分別管理の徹底を図るとともに、その監視を強化し、違反に対しては厳正に対処すること。また、投資者保護基金を発動した場合には、分別管理等に関する違反がなかったか原因の究明を厳正に行い、証券会社の経営者がモラルハザードに陥ることのないように努めること。
- 一 投資者保護基金及び保険契約者保護機構は、借入れに対する政府保証債務の履行が安易に行われることのないよう透明性の高い運営に留意すること。
- 一 金融機関が抱える不良債権の流動化について、本法の実効性を確保するため、米国のRTC等諸外国の制度も参考にしつつ不良債権の処理方策等について検討すること。
- 一 金融システム改革は、我が国経済・社会の活性化に不可欠のものであり、我が国金融業の発展に資するものであるが、雇用面での摩擦的な痛みを伴う可能性があることにも留意をして進めること。

右決議する。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案（閣法第87号）

【要 旨】

本法律案は、証券の発行による資産の流動化が、資産保有者の資金調達の円滑化、投資商品の多様化等に資することにかんがみ、特定目的会社（SPC）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保するとともに、特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者によるこれらの証券に対する投資を容易にするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定資産の流動化の制度

特定目的会社を活用した、特定資産の流動化（資産対応証券の発行により得られる金銭で特定資産を取得し、その特定資産の管理・処分により得られる金銭をもって資産対応証券の元利支払等を行うこと）の制度を創設する。

- (1) 特定資産（流動化の対象となる資産）は、指名金銭債権、不動産及びこれらの資産を信託する信託の受益権とする。
- (2) 特定目的会社が発行する資産対応証券は、優先出資証券、特定社債券、特定約束手形とする。
- (3) 特定目的会社を、商法上の会社とは異なる法人として創設する。
 - ① 特定目的会社は、取締役1人以上、最低資本金300万円とし、株式型と債券型の有価証券を同時に発行できる。
 - ② 特定目的会社は、内閣総理大臣（委任により金融監督庁長官）の登録を受けなければ、業務を行ってはならない。
- (4) 特定目的会社が可能な業務内容を、特定資産の流動化に限定する。
 - ① 特定目的会社は、特定資産（信託の受益権を除く）の管理及び処分については、適切な受託者に委託を義務づけ、受託者による分別管理義務、説明義務、帳簿閲覧義務等を契約に明記する。

- ② 特定目的会社は、一般投資者の保護に反しない場合として定める場合を除き、資金の借入を行ってはならない。
- ③ 特定目的会社は、資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

2 投資家等の保護措置

- (1) 資産流動化計画の策定を義務づけ、定款に記載させる。
- (2) 優先出資申込証、特定社債申込証に、裏付けとなる特定資産の概要の記載を義務づけ、出資者等にその内容を開示する。
- (3) 優先出資証券への出資者は、役員の任免等に係る一定の議決権、違法行為差止請求権等の議決権を前提としない共益権を活用し、役員の法令・定款違反の行為等を監督・是正することができる。
- (4) 特定社債管理会社は、その管理の委託を受けた特定社債につき必要があるときは、当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (5) 特定社債権者は、当該特定目的会社の財産について他の債権者に先立って、自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有する。
- (6) 内閣総理大臣（委任により金融監督庁長官）は、法令違反の是正を目的とした最低限の監督を行う。

3 施行期日

この法律は、平成10年9月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第86号)と同一内容の附帯決議が行われている。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第88号）

【要 旨】

本法律案は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴い、銀行法、証券取引法その他の関係法律について、特定目的会社が発行する証券に係る業務の取扱い等を定めるとともに、所要の規定の整備を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、農林中央金庫法、商工組合中央金庫法及び保険業法の一部改正

銀行その他の金融機関がその付随業務として営むことができる業務に特定目的会社が発行する特定社債等（資産流動化計画において当該社債等の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又はその信託受益権のみを取得するものに限る。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを加える。

2 証券取引法の一部改正

特定目的会社の発行する特定社債券及び優先出資証券を証券取引法上の有価証券と位置づけるとともに、一定の特定社債券、優先出資証券等の取扱いを金融機関に認める。

3 特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正

特定目的会社が特定債権等に係る事業の規制に関する法律上の特定債権を特定事業者から譲り受ける場合にあっては、特定目的会社を特定債権等譲受業者とみなして、特定債権の譲渡に係る計画の確認及び当該譲渡に係る公告等の規定を適用する。

4 租税特別措置法その他の税法の一部改正

特定目的会社が一定の要件を満たす事業年度に支払う利益の配当の額を、当該特定目的会社のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入すること等所要の税制上の措置を講じる。

5 施行期日

この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第86号)と同一内容の附帯決議が行われている。

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案（閣法第89号）

【要 旨】

本法律案は、金融機関等が行う特定金融取引（デリバティブ取引）の決済の安定性の確保とこれによる特定金融取引の活性化を図ることにより、我が国の金融の機能に対する内外の信頼の向上等に資するため、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算についての破産手続等における取扱いを確定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一括清算の定義

「一括清算」とは、基本契約書に基づき特定金融取引を行っている当事者の一方が破産又は更生手続開始の申立てを行った場合、双方の意思にかかわらず、その時点で当該基本契約書に基づいて行われているすべての特定金融取引のそれぞれの評価額を合算し、当事者間における1つの債権又は債務にすることをいう。

2 一括清算と破産手続等との関係

一括清算条項が付された基本契約書に基づき特定金融取引を行っていた金融機関等又はその相手方が、破産宣告又は更生手続開始の決定を受けた場合、当該取引に関する全ての債権債務を一括清算した後の1つの債権をもって、破産手続又は更生手続上の債権とする。

3 施行期日

この法律は、平成10年12月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第86号)と同一内容の附帯決議が行われている。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第95号）

【要 旨】

本法律案は、最近における金融環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合についての確な処理を図るため、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）による借入れに対する政府保証の付与、資金援助として劣後特約付金銭消費貸借（劣後ローン）による資金の貸付けを行うための基準の設定等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 政府保証の付与

政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の農林中央金庫又は日本銀行からの借入れに係る債務の保証をすることができる。

2 資金援助の基準の設定等

(1) 資金の貸付けのうち劣後特約付金銭消費貸借によるものは、合併後存続し、若しくは合併により設立される農水産業協同組合等又は信用事業の全部若しくは一部を譲り受ける農水産業協同組合等であって、合併等により自己資本の充実の状況が悪化したものについて、その自己資本の充実の状況を改善する必要があるものとして主務省令で定める基準に適合する場合に限り、行うことができる。

(2) 資産の買取りの対象に合併等に係る経営困難農水産業協同組合の資産を追加する。

3 相互援助取決めに係る援助対象の拡充

機構が資金援助を行う対象に、相互援助取決めににより農水産業協同組合連合会等がその子会社に行わせる経営困難農水産業協同組合からの資産の買取りその他の援助を追加する。

4 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から施行する。

(2) その他所要の規定を整備する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法の運用に当たっては、貯金者の保護という視点を明確にしつつ、経営困難な組合の合併や経営再建等に活用するよう十分指導すること。

また、貯金保険機構は、安易に政府保証債務の履行が行われることのないよう適切な運営に留意すること。

一 貯金保険制度と相互援助制度は、それぞれの目的に応じた役割分担を踏まえ、両々相まって貯金者保護に資するよう両制度の適切な運用に留意すること。

一 貯金保険機構の資金援助等に当たっては、安易な救済措置につながることをないよう留意するとともに、機構は、資金援助等の決定の経過、理由等の概要を公表すること。

一 早期是正措置に基づく自己資本比率改善計画の合理性、実行の確実性を適正に判断するよう都道府県に対し適切な指導を行うとともに、自己資本比率の充実への対応が貸し渋りにつながらないようきめ細かい指導を行うこと。

一 経営困難な組合の役員等の経営責任を明らかにするとともに、不良債権及び経営実態に関する情報開示の一層の充実を図られるよう指導すること。

一 農漁協経営の健全性を確保するため、行政検査及び監査体制の一層の拡充、強化を図

ること。

右決議する。

平成9年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）

【要 旨】

本法律案は、新生産調整推進対策に資するため、平成9年度において政府等が稲作の転作を行う者等に対し交付する新生産調整推進助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得に係る収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。
 - 2 農業生産法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後2年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。
- なお、本法律施行に伴う平成9年度における租税の減収見込額は、約5億円である。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（１９件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	預金保険法の一部を改正する法律案	衆	10. 1. 19	10. 2. 9	10. 2. 13 可決	10. 2. 16 可決	10. 1. 20	10. 2. 6 大蔵 可決	10. 2. 7 可決
			○10. 2. 9 参本会議趣旨説明 ○10. 1. 20 衆本会議趣旨説明						
2	金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案	〃	1. 19	2. 9	2. 13 可決	2. 16 可決	1. 20	2. 6 大蔵 可決	2. 7 可決
			○10. 2. 9 参本会議趣旨説明 ○10. 1. 20 衆本会議趣旨説明						
3	平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	〃	1. 19	1. 30	1. 30 可決	1. 30 可決	1. 23	1. 28 大蔵 可決	1. 28 可決
			○10. 1. 30 参本会議趣旨説明 ○10. 1. 23 衆本会議趣旨説明						
※ 6	平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案	〃	1. 19	3. 25	3. 31 可決	3. 31 可決	3. 10	3. 20 大蔵 可決	3. 20 可決
			○10. 3. 25 参本会議趣旨説明 ○10. 3. 10 衆本会議趣旨説明						
※ 8	法人税法等の一部を改正する法律案	〃	1. 30	3. 25	3. 31 可決 附帯決議	3. 31 可決	3. 10	3. 20 大蔵 可決 附帯決議	3. 20 可決
			○10. 3. 25 参本会議趣旨説明 ○10. 3. 10 衆本会議趣旨説明						
※ 9	租税特別措置法等の一部を改正する法律案	〃	1. 30	3. 25	3. 31 可決 附帯決議	3. 31 可決	3. 10	3. 20 大蔵 可決 附帯決議	3. 20 可決
			○10. 3. 25 参本会議趣旨説明 ○10. 3. 10 衆本会議趣旨説明						
10	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案	〃	1. 30	3. 20	3. 27 可決	3. 30 可決	3. 10	3. 18 大蔵 可決	3. 19 可決
※ 30	関税定率法等の一部を改正する法律案	〃	2. 10	3. 20	3. 27 可決 附帯決議	3. 30 可決	3. 10	3. 18 大蔵 可決 附帯決議	3. 19 可決
51	特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 24	3. 25	3. 27 可決	3. 30 可決	3. 19	3. 24 大蔵 可決	3. 24 可決
54	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	参	2. 26	3. 10	3. 12 可決 附帯決議	3. 13 可決	4. 1	4. 3 大蔵 可決	4. 7 可決

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
61	郵便貯金法の一部を改正する法律案	参	10. 2. 26	10. 3. 17	10. 4. 2 可 決	10. 4. 3 可 決	10. 4. 21 通 信	10. 5. 15 可 決	10. 5. 19 可 決
62	郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案	〃	2. 26	3. 17	4. 2 可 決	4. 3 可 決	4. 21 通 信	5. 15 可 決	5. 19 可 決
63	郵便振替法の一部を改正する法律案	〃	2. 26	3. 17	4. 2 可 決	4. 3 可 決	4. 21 通 信	5. 15 可 決	5. 19 可 決
64	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 26	3. 17	4. 2 可 決	4. 3 可 決	4. 21 通 信	5. 15 可 決	5. 19 可 決
86	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案	衆	3. 13	5. 18	6. 4 可 決 附帯決議	6. 5 可 決	4. 9 大 蔵	5. 15 可 決 附帯決議	5. 15 可 決
				○10. 5. 18参本会議趣旨説明 ○10. 4. 9衆本会議趣旨説明					
87	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案	〃	3. 13	5. 18	6. 4 可 決 附帯決議	6. 5 可 決	4. 9 大 蔵	5. 15 可 決 附帯決議	5. 15 可 決
				○10. 5. 18参本会議趣旨説明 ○10. 4. 9衆本会議趣旨説明					
88	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	3. 13	5. 18	6. 4 可 決 附帯決議	6. 5 可 決	4. 9 大 蔵	5. 15 可 決 附帯決議	5. 15 可 決
				○10. 5. 18参本会議趣旨説明 ○10. 4. 9衆本会議趣旨説明					
89	金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案	〃	3. 13	5. 18	6. 4 可 決 附帯決議	6. 5 可 決	4. 9 大 蔵	5. 15 可 決 附帯決議	5. 15 可 決
				○10. 5. 18参本会議趣旨説明 ○10. 4. 9衆本会議趣旨説明					
95	農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案	〃	3. 13	5. 7	5. 19 可 決 附帯決議	5. 20 可 決	4. 16 農林水産	4. 28 可 決 附帯決議	4. 30 可 決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
1	平成9年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大 蔵 委 員 長 村上 誠一郎君 (10. 2. 10)	10. 2. 10	10. 2. 10	10. 2. 10 (予 備)	10. 2. 13 可 決	10. 2. 13 可 決			10. 2. 10 可 決